

【建設工事（電子入札・紙入札用）】

入札条件

1. 入札の執行時間を厳守すること。
2. 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
3. 入札者は、入札に際し入札執行者に提示を求められた場合は入札通知書を提示すること。また、代理人が入札する場合は、入札の前に、その委任状を提出しなければならない。（紙入札の場合）
4. 入札者は、入札に係る申込みの際に、入札書及び内訳書を提出しなければならない。また、提出後の書換え、引換え、変更又は撤回は認めない。
5. 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税額を含まない金額で入札すること。
6. 落札業者は、落札後すみやかに課税事業者であるか免税事業者であるのかを書面をもって届け出ること。
7. 契約の締結は、落札後7日以内に行うこと。

8. 落札者は、工事主管課に連絡し施工協議を行うこと。
9. 建設工事に使用する材料（コンクリート製品等）については、J I S規格製品を使用すること。
10. 工事現場で使用する危険物の管理及び取扱について、事故防止適正化を図るため担当者は十分配慮すること。
11. 建設工事及び解体工事（改修工事を含む。）に伴って生ずる廃棄物（以下「建設廃棄物」という。）については、主管課監督職員と十分協議し、関係法令を遵守のうえ、適正かつ計画的に処理すること。
12. 工事の一括下請及び部分下請の制限については、建設業法並びに天理市建設工事執行規則の規定を遵守すること。なお、違反者に対しては指名停止等の処分を行うので注意すること。
13. 工事概要板、道路関係諸標識の設置と防護施設を完備すること。特に必要のある個所には「夜間赤色灯」をつけること。
14. 工事期間中、危険を伴う作業には、危険区域の標示等に万全の措置を講ずること。万一人畜、物件等に損傷を与えたときは、受注者の負担で一切責任ある処理をすること。
15. 工事区域外（買収用地以外をいう。）での土地並びに物件等、他人のものに損傷を与えたときの補償は、受注者の負担で一切責任ある処理をすること。

16. 工事竣工期限を厳守すること。

17. 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効または失格とする。

【電子入札】

- (1) 入札金額の入力漏れ及び内訳書に記名を欠く入札
- (2) 入札金額及び内訳書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
- (3) 入札金額と内訳書の合計金額が一致しない入札
- (4) 内訳書について計算上の誤りがある入札
- (5) 記載金額を修正または訂正した内訳書、或いは判読しがたいと認められる内訳書を提出した入札
- (6) 内訳書以外の書類等を提出した入札
- (7) 一件の入札において同一入札者がなした2以上の入札
- (8) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をなした者の入札
- (9) 入札に関し談合等の不正行為をした者の入札
- (10) 入札参加資格のない者が行った入札
- (11) その他入札条件に違反した入札

【紙入札】

- (1) 入札書及び内訳書に記名押印を欠く入札
- (2) 封筒に入札書及び内訳書以外の書類等を入れた入札
- (3) 入札金額及び内訳書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
- (4) 入札金額と内訳書の合計金額が一致しない入札
- (5) 内訳書について計算上の誤りがある入札
- (6) 入札書及び内訳書の記載金額を修正または訂正した入札、或いは判読しがたいと認められる入札
- (7) 内訳書の封入がない入札
- (8) 鉛筆等の容易に消去可能な筆記具を使用した入札
- (9) 一件の入札において同一入札者がなした2以上の入札

- (10) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をなした者の入札
- (11) 入札に関し談合等の不正行為をした者の入札
- (12) 入札参加資格のない者が行った入札
- (13) その他入札条件に違反した入札
- (14) 入札執行者の指示に従わない等入札室の秩序を乱した者の入札

18. 契約締結後、契約の相手方が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがあります。

- (1) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
- (4) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) この契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が第1号から第5号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) この契約に係る下請契約等に当たって、第1号から第5号までの

いずれかに該当する者をその相手方としていた場合(第6号に該当する場合を除く。)において、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

- (8) この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

入札条件特記事項

工事实績情報システムへの登録について 請負金額が500万円(税込み)以上の場合

受注時、途中変更時及び竣工時において、(一財)日本建設情報総合センターが提供する工事实績情報システム(CORINS)に基づき登録用データを作成し、「登録のための確認のお願い」により監督職員の確認を受けた後に登録を行い、CORINSより発行される「登録内容確認書」を監督職員に提出するものとする。提出の期限は、以下のとおりとする。

- (1) 受注時登録データの提出期限は、契約締結後10日以内とする。
- (2) 竣工時登録データの提出期限は、工事竣工後10日以内とする。
- (3) 施工中に、受注時登録データの内容に変更があった場合は、変更があった日から10日以内に変更データを提出しなければならない。

契約保証金について

対象：税抜設計金額3,000万円以上の建設工事

(合併入札の場合、税抜設計金額の総額が3,000万円以上)

契約保証金の対象となる建設工事の契約締結に当たっては、次の各号のいずれかに掲げる保証(請負代金額の10分の1以上)を付さなければならない。合併入札の場合はその各々の契約につき保証を要する。なお、いずれの保証に付すかは受注者の選択とする。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券の提供
- (3) 銀行、市長が確実と認める金融機関または保証事業会社の保証
- (4) 公共工事履行保証証券(履行ボンド)による保証
- (5) 履行保証保険契約の締結

建設工事請負契約第4条第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、第4号及び第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

入札の心得

天理市が執行する建設工事、業務委託の入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）及び電子入札に立ち会いする者（以下「電子入札立ち会い者」という。）は、天理市契約規則、天理市工事執行規則、天理市建設工事電子入札実施要領、入札条件及びその他法令規則等に定めるもののほか、次の事項を厳守しなければならない。

1. 入札室に入室できる入札参加者及び電子入札立ち会い者は、1名とする。
2. 電子入札立ち会い者は入札の時間を厳守し、入室に際し立ち会いを許可された者であることを証明するために、入札執行者に社員証等（名刺可）を提示すること。代理人が立ち会いをする場合もその代理人の社員証等を提示すること。
3. 入札室においては、入札参加者及び電子入札立ち会い者は静粛にしなければならない。
4. 入札室において、入札参加者及び電子入札立ち会い者は入札執行者の指示に従うものとし、入札執行に支障を及ぼすおそれのある行為を行わないこと。入札執行を妨げる行為又は入札執行に支障を及ぼすおそれのある行為を行った場合は、入札参加者及び電子入札立ち会い者は退出しなければならない。

建設業法の遵守について

- 1 公共工事においては、一括下請負は禁止されています。
(建設業法第 22 条)
(公共工事の入札及び契約の適正化法の促進に関する法律第 14 条)
- 2 建設工事を請け負った建設業者は、その工事を施工するとき、工事現場に主任技術者を置かなければなりません。
(建設業法第 26 条)
- 3 公共性のある建設工事で、工事 1 件の請負代金の額が 3,500 万円以上（建築一式工事にあつては 7,000 万円以上）のものについては、その工事現場ごとに専任の主任技術者又は監理技術者を置かなければなりません。
(建設業法第 26 条第 3 項)
(建設業法施行令第 27 条第 1 項)
- 4 天理市から請け負った 1 件の建設工事について、下請契約の請負代金の総額が 4,000 万円以上（建築工事一式の場合は、6,000 万円以上）となる下請契約を締結する場合は、特定建設業の許可が必要であり、工事現場に専任の監理技術者を置かなければなりません。また、下請契約の金額に関わらず施工体制台帳の写しを天理市に提出しなければなりません。
(建設業法第 26 条第 2 項)
(公共工事の入札及び契約の適正化法の促進に関する法律第 13 条)
(建設業法施行令第 2 条、第 7 条の 4)
- 5 天理市から建設工事を請け負った業者が工事現場に置く専任の監理技術者は、監理技術者資格者証（以下「資格者証」という。）の交付を受けた者でなければなりません。
(建設業法第 26 条第 4 項)
- 6 監理技術者は、工事現場では常に資格者証を携帯し、天理市から請求があったときは、資格者証を提示しなければなりません。
(建設業法第 26 条第 5 項)
- 7 建設工事を請け負った建設業者は、建設工事の現場ごとに、建設業許可に関する事項のほか、主任技術者又は監理技術者の氏名、専任の有無、資格名、資格者証交付番号を記載した標識を掲げなければなりません。
(建設業法第 24 条の 7 第 4 項)
(建設業法第 40 条)
- 8 天理市の建設工事を請け負った建設業者が、天理市から当該工事にかかる請負代金の支払いを受けたときは、その日から 1 ヶ月以内に下請負人に対して、相応の金額を支払わなければなりません。
また、天理市から前払金の支払いを受けたときは、下請負人に対して、必要な費用を前払金として支払うよう適切な配慮をしなければなりません。
(建設業法第 24 条の 3)

9 技術者の配置について

業種区分	指定建設業 (土木、※建築、電気、管、鋼 構造物、舗装、造園の7業種)			その他の建設業 (左記以外の22業種)		
	特定建設業		一般建設業	特定建設業		一般建設業
元請工事における下請金額の合計額	4000万円以上	4000万円未満	4000万円以上の下請契約はできない	4000万円以上	4000万円未満	4000万円以上の下請契約はできない
現場に置く技術者	監理技術者	主任技術者		監理技術者	主任技術者	
技術者の資格要件	1級資格者 大臣特認者のいずれかの有資格者	1級資格者 2級資格者 実務経験者のいずれかの有資格者		1級資格者 指導監督的 実務経験者 大臣特認者のいずれかの有資格者	1級資格者 2級資格者 実務経験者のいずれかの有資格者	
技術者の専任	請負金額3500万円以上の工事は、現場ごとに専任					
監理技術者の資格者証の必要性	必要	—		必要	—	

※上記表中の建築工事業については、4000万円を6000万円に、3500万円を7000万円に読み替えること。

10 諸法令の遵守

請負者は、建設業法のほか、次に掲げるような工事に関連する法令や本市が規定する条例規則等についても遵守しなければなりません。

工事施工にあたっては、十分注意してください。

- ・ 労働基準法、労働安全法及び労働安全衛生法
- ・ 労働者災害補償保険法及び建設労働補償共済制度
- ・ 中小企業退職金共済法及び建設業退職金共済制度
- ・ 騒音規制法及び振動規制法
- ・ 道路法及び道路交通法
- ・ 奈良県公害防止条例
- ・ 天理市契約規則
- ・ 天理市建設工事執行規則
- ・ 天理市建設工事監督要領
- ・ 天理市建設工事検査要領
- ・ 入札の心得
- ・ その他、法及び本市が定める建設工事に関わる全ての条例規則等

建設業法の遵守について（追加）

公共性のある建設工事で、工事 1 件の請負代金の額が 3,500 万円以上（建築一式工事にあっては 7,000 万円以上）のものについては、その工事現場ごとに専任の主任技術者又は監理技術者を置かなければなりません。（再掲）

（建設業法第 26 条第 3 項） （建設業法施行令第 27 条第 1 項）

工事現場ごとに専任とは

専任とは、他の工事現場の「主任（監理）技術者」と「営業所の専任技術者」との兼任を認めないことを意味し、元請・下請に関わりなく、常時継続的に工事現場に置かれていることが必要です。

注 意

「営業所の専任技術者」は、工事現場の「主任（監理）技術者」になることができません。

例外的に技術者の専任を求めている工事（請負代金の額 3,500 万円未満（建築一式工事にあっては 7,000 万円未満）のもの）については、下記の条件をすべて満たしている場合、兼務することができます。

- ・当該営業所が契約締結した工事であること。
- ・当該営業所が職務を適正に遂行できる程度近接した工事現場であること。
- ・当該営業所と工事現場で常時連絡を取れる状態であること。

（国土交通省 地方整備局 ホームページ参照）

上記のことから「営業所の専任技術者」は、専任を求められる請負代金の額が 3,500 万円以上（建築一式工事にあっては 7,000 万円以上）の工事現場の「主任技術者」又は「監理技術者」になることができません。

建設業法の遵守について（令和5年1月1日から変更）

建設業法施行令の一部改正

1. 発注者から直接建設工事を請け負う場合に特定建設業の許可を受けなければならない当該建設工事の下請契約の代金の額の下限を、許可を受けようとする建設業が建築工事業以外である場合においては 4,000万円から 4,500万円に、建築工事業である場合においては 6,000万円から 7,000万円に、それぞれ引き上げるものとする。
2. 発注者から直接請け負う建設工事につき、施工体制台帳を作成しなければならない下請契約の額の下限を、建築一式工事以外の建設工事である場合においては 4,000万円から 4,500万円に、建築一式工事である場合においては 6,000万円から 7,000万円に、それぞれ引き上げるものとする。
3. 工事現場ごとに専任の主任技術者又は監理技術者を置かなければならない公共性のある施設等に関する重要な建設工事に係る工事一件の請負代金の額の下限を、建築一式工事以外の建設工事である場合においては 3,500万円から 4,000万円に、建築一式工事である場合においては 7,000万円から 8,000万円に、それぞれ引き上げるものとする。
4. 下請負人が主任技術者を置くことを要しない特定専門工事に該当し得る建設工事の下請契約の代金の額の上限を、3,500万円から 4,000万円に引き上げるものとする。

建設業者の皆さまへ

1. マニフェスト制度について

- マニフェスト制度とは産業廃棄物の処理を委託する場合、排出事業者、収集運搬業者、処分業者がそれぞれ廃棄物の処理において適正に処理されたかを確認する制度で不適切な処理を防止するためのシステムです。
- 産業廃棄物の処理を処理業者に委託をする全ての事業者はマニフェストを交付しなければなりません。
- 交付されたマニフェストは各々の処理(収集運搬や中間処理又は最終処分)が終了するとその写しが送付されますので確認してください。
- マニフェストを交付した事業者は、年に1回、別紙様式にて事業所所在の管轄保健所へ報告してください。
なお、マニフェスト用紙は、(社)奈良県産業廃棄物協会、または、奈良県建設業協会
で取扱っています。

2. 産業廃棄物の適正処理のために

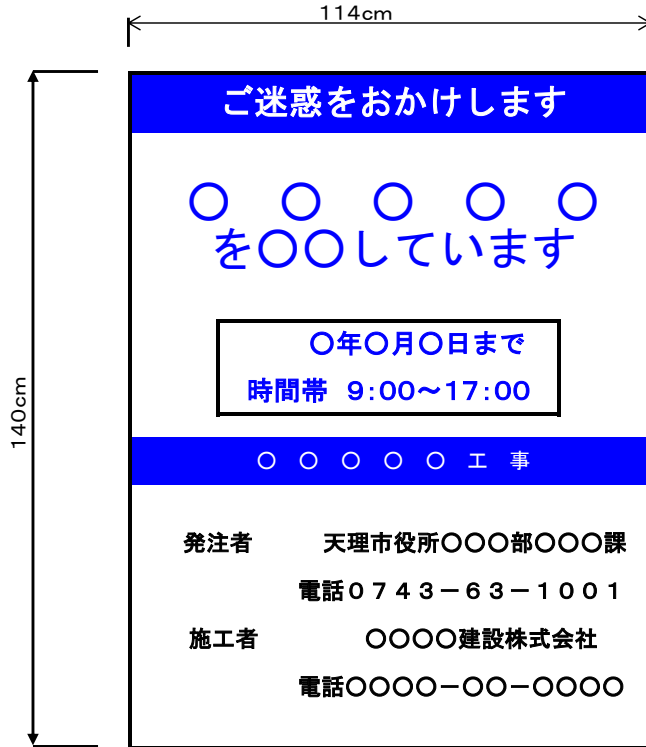
- 産業廃棄物の処理を処理業者に委託する場合は、奈良県知事の許可を受けた処理業者でなければ処理の委託ができません。適正処理を確保するため許可の有無及び許可内容を確認のうえ委託して下さい。
- 廃棄物の最終処分場は「安定型処分場」と「管理型処分場」があり、処理するものがそれぞれ異なっています。おおよそ次のとおりです。
 - * 安定型処分場は、腐敗・変質しない廃棄物(金属くず、ガラス、陶磁器くず、廃プラスチック等「安定型物」)を埋め立てるところです。
 - * 管理型処分場は腐敗・変質により管理を要する廃棄物(木くず、紙くず、繊維くず等「管理型物」)を埋め立てるところです。
- 廃棄物の適正な処理を行うため、排出段階で「安定型物」と「管理型物」を分別していただくことが最終処分を行うための重要な要素です。そのため排出事業者の皆様方のご協力が必要です。

詳しいことは、次のところにお問い合わせください。

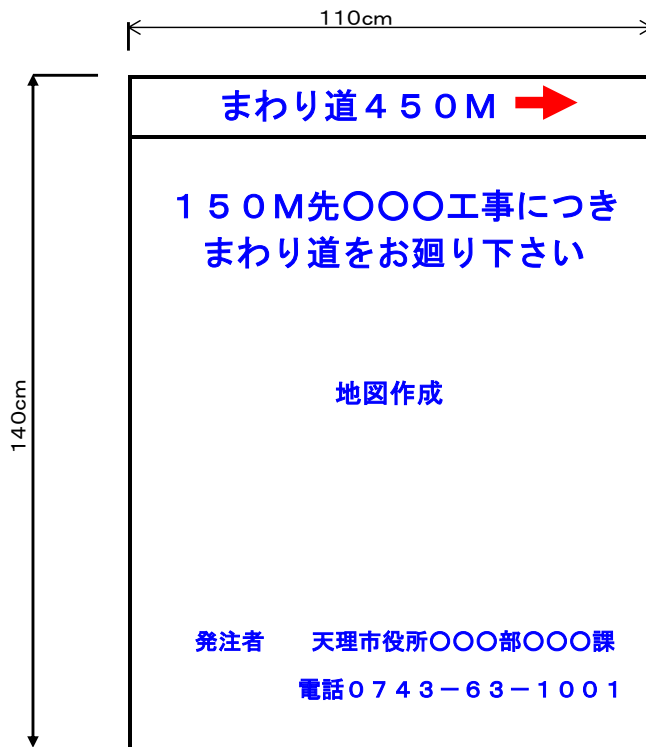
- ・ 奈良県廃棄物対策課(0742-22-1101)または最寄りの保健所
- ・ (社団法人)奈良県産業廃棄物協会(0744-33-8800)
- ・ (社団法人)奈良県建設業協会(0742-22-3338)

工事現場における標示板
(道路・河川共通)

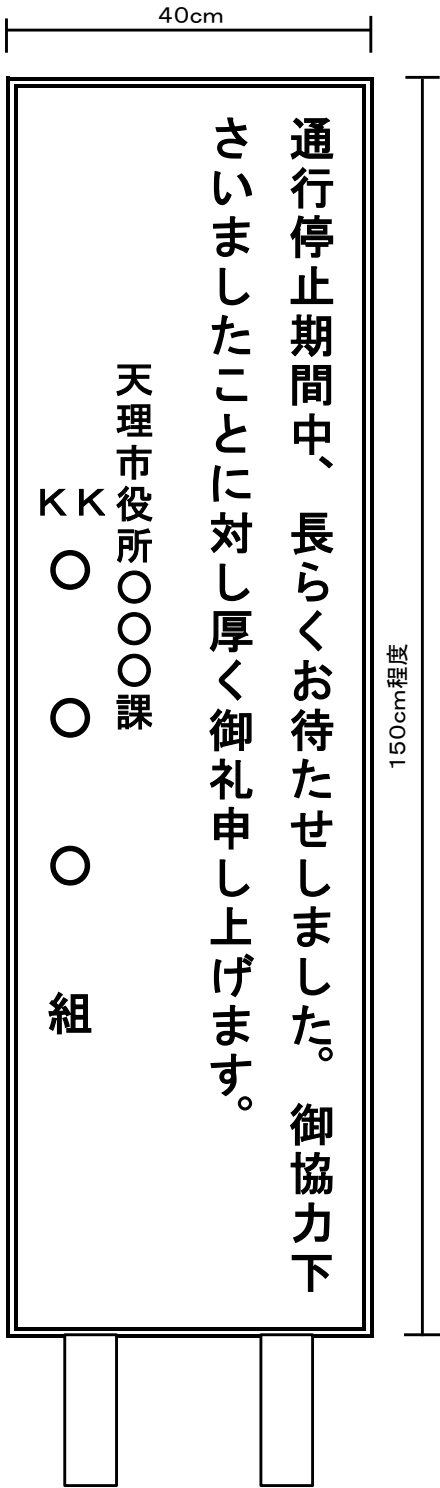
例



縁の余白は2cm、縁線の太さは1cm、区画線の太さは0.5cmとする。
白地に青書とし、発注者名 施工者名は黒書とする。



縁の余白は2cm、縁線の太さは1cmとする。
白地に青書とする →は赤色



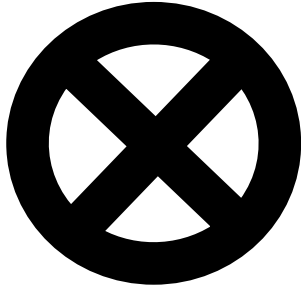
白地に赤書とし、発注課名及び請負人名は黒書とする。



白地に黒書とする。

● 其他必要な標示板については主管課の指示によること。

通 行 止



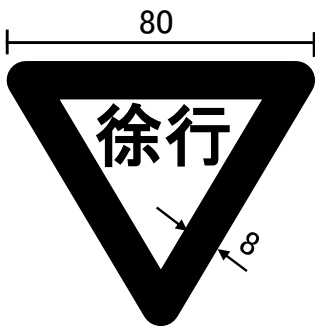
工 事 中



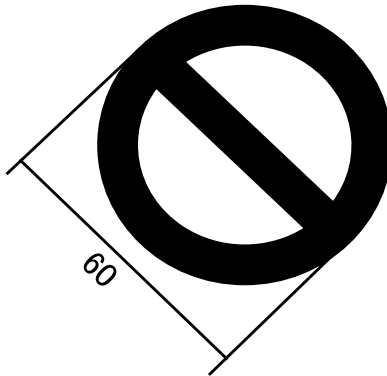
作 業 中



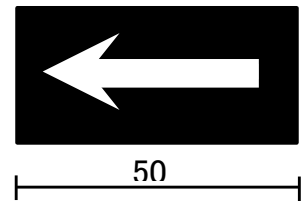
徐 行



車 両 通 行 止



一 方 通 行



〔注〕 柱の長さは100cm～210cmとする。

道路標識・区画線及び道路標示に関する命令
に定められた標識を使用すること。

建設業退職金共済制度に関すること

[制度の趣旨]

この制度は、建設現場で働く人々の福祉の増進と雇用の安定を図り、ひいては、建設業の振興と健全な発展に役立てることを目的として制定された中小企業退職金共済法に基づいて創設された制度です。

[制度の概要]

この制度では、労働者がいつ、またどこの現場で働いても、働いた日数分の掛金を全部通算した上で、国で定めた基準により計算された退職金が、勤労者退職金共済機構から労働者に直接支払われます。

また、この制度で事業主が払い込む掛金は、税法上、法人企業の場合は損金（法人税法施行令第135条第1号）、個人企業の場合は必要経費（所得税法施行令第64条第2項）として全額免税になります。

〔（注）資本金又は出資金が1億円を超える法人の法人事業税には、
外形標準課税が導入されています。〕

[加入できるのは]

建設業を営む方なら誰でもこの制度に加入できます。また、役員報酬を受けている方や本社等の事務専用社員以外の建設現場で働く人々ほとんど全てが被共済者となることができます。

〔（注）中退法に基づく中小企業退職金共済制度及び清酒製造業・
林業退職金共済制度との労働者の重複加入はできません。〕

[加入相談窓口]

加入の方法等相談については、下記の窓口にお問い合わせ下さい。

〒630-8241

奈良市高天町5-1 奈良県建設会館内

独立行政法人 勤労者退職金共済機構

建設業退職金共済事業奈良県支部

TEL 0742-22-3345

FAX 0742-22-3346

適正なコンクリート工事実施に関わる請負業者の遵守事項

1. 請負業者の責務

請負業者は、生コンクリートの品質確保において、工場から現場までの運搬管理が極めて重要であることを認識するとともに、荷卸し以降の品質確保について責任を負うものとする。

2. 品質及び施工管理に関する事項

(1) 生コンクリート工場の選定に関することについて

生コンクリート工場の選定については、奈良県土木請負工事必携の「土木工事共通仕様書」、「公共建築工事標準仕様書」に基づき選定すること。

生コンクリート納入は、厳正な品質管理と安定供給ができるようにすること。

(2) 生コンクリート運搬に関することについて

1) 道路交通法等関係法令を遵守すること。

2) 現場までの運搬ルートにおいて、大型車規制等の規制対象範囲がないか確認すること。

3) 生コンクリート納入時には、過積載が行われないよう主任技術者等責任者が必ず立会い、伝票等で過積載のないことを確認すること。

(3) 施工に関することについて

1) 原則として、土曜日、日曜日、祝日の生コンクリート打設は行わない。やむを得ず打設する場合には、監督職員と協議し、了解を得ること。

2) 加水及び加水の疑いが生じるような行為を行わないよう下請業者及び生産者（生コンクリート工場）を指導すること。なお、生コンクリート運搬車の洗浄は、加水行為と疑われないように注意するとともに、生コンクリートの打設前は洗浄しないこと。

3) 生コン運搬車を現場内で洗浄しようとする場合、洗浄水が打設中のコンクリートに混入しないよう配置計画するとともに、生コン運搬車の洗浄設備（洗浄水受け等）を設け、洗浄水は適切に処理すること。

生コン運搬車の水洗いは、運搬経路上など洗浄設備のない場所では行わないこと。

4) 降雨、降雪時の生コンクリート打設は原則行わないものとする。ただし、少雨であり、かつ十分な降雨対策を行い、生コンクリートを打設する場合には、監督職員と協議すること。

- 5) 生コンクリートをポンプ打設する際には、現場状況に応じた適正なポンプ車(能力に余裕のある機種等)を使用すること。また、ポンプ打設に関わる適正資格(圧送施工技能士等)を有する業者が施工すること。

3. 遵守事項が守れなかった場合の措置

(1) 品質に関わる措置

生コンクリートの加水行為が判明した場合は、当該構造物の除去等の改善措置を講じること。なお、加水行為を行った生コンクリート工場は、当該工事において使用しないものとする。

(2) 運搬に関わる措置

運搬に関わる遵守事項が守れなかった場合には、速やかに改善措置を講じること。

4. 改善措置の確認及び費用負担

- (1) 改善措置計画等が確認されるまで、コンクリート打設工事は中断するものとする。
- (2) 調査、試験、改善計画、工事中断にかかるすべての費用は、請負業者の負担とする。

5. 工事成績への適切な評価

違反行為が生じた場合、発注者は工事成績点に厳格かつ適切に反映する。